（登録受渡店舗に係る登録の登録証の様式）

第百四十七条の十六　法第二十九条の五第一項の登録に係る登録証（次条から第百四十七条の二十までにおいて単に「登録証」という。）は、様式第八十によるものとする。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の登録証の掲示）

第百四十七条の十七　登録受渡店舗は、登録証を登録受渡店舗の見やすい場所に掲示しておかなければならない。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の登録証の書換え交付の申請書）

第百四十七条の十八　令第四十八条の三第二項の登録証の書換え交付の申請書は、様式第三によるものとする。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の登録証の再交付の申請書）

第百四十七条の十九　令第四十八条の四第二項の登録証の再交付の申請書は、様式第四によるものとする。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の更新の申請）

第百四十七条の二十　法第二十九条の五第五項の規定により同条第一項の登録の更新を受けようとする者は、様式第八十一による申請書に登録証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。　（新設）

2　前項において申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を前項の申請書に添付しなければならない。

（登録受渡店舗の登録台帳の記載事項）

第百四十七条の二十一　令第四十八条の六に規定する法第二十九条の五第一項の規定による登録に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。　（新設）

一　登録受渡業者の氏名及び住所

二　登録受渡店舗の名称及び所在地

三　登録受渡店舗の登録番号及び登録年月日

四　受渡しを行う時間

五　登録受渡店舗責任者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数

六　登録受渡店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

七　当該登録受渡店舗において医薬品の販売業その他の業務を併せ行うときは、その業務の種類

八　当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の氏名及び住所

九　当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗の名称、所在地及び管理番号

十　当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

十一　受渡委託販売等業務手順書に定める事項

十二　受渡業務手順書に定める事項

（受渡管理者の要件）

第百四十七条の二十二　薬局開設者又は店舗販売業者が指定する受渡管理者は、法第二十九条の六第二項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。　（新設）

一　受渡委託により、第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局又は店舗　薬剤師